

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

<条例の目的>

自転車の利用に関し、都、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進する。

<基本理念>

自転車の安全で適正な利用は、都、自転車利用者等の相互の連携により、促進されなければならない。

※本条例は平成25年3月に制定。自転車の安全で適正な利用の更なる促進を図るため、令和2年4月から改正条例が施行。下線部が改正事項。

条例に係る規定の概要

自転車の安全で適正な利用の促進のため、行政・自転車利用者・事業者等の各主体に以下の義務、努力義務等を規定

都: 区市町村、保険者その他の関係団体と連携した、自転車損害賠償保険等(以下「保険等」)に関する情報提供その他の必要な措置
 広報・啓発活動、年齢に応じた交通安全教育の推進、区市町村及び事業者の取組に対する必要な支援
 自転車利用者に対する道路上における指導・助言

【自転車利用者】

- ・ 保険等への加入【義務】
- ・ 安全で適正な利用に必要な知識・技能の習得
- ・ 安全基準を満たす自転車の利用
- ・ 指針に従った自転車の点検整備
- ・ ヘルメット、反射材等の利用

など

【保護者等】

保護者

- ・ 保険等への加入【義務】
- ・ 18歳未満の者に必要な技能・知識を習得させ、ヘルメットを着用させる等の対策の実施

親族

- ・ 高齢者にヘルメット着用等の必要な助言の実施

など

【一般事業者】

- ・ 自転車通勤をする従業者に対する保険等への加入確認、未加入者に対する情報提供
- ・ 自転車通勤をする従業者のための駐輪場所の確保又は駐輪場所を確保していることの確認【義務】
- ・ 自転車通勤をする従業者への研修等の実施
- ・ 自転車安全利用推進者の選任

など

【自転車使用事業者】

- ・ 保険等への加入【義務】
- ・ 従業者への研修等の実施
- ・ 自転車安全利用推進者の選任
- ・ 安全基準を満たす自転車の利用
- ・ 指針に従った自転車の点検整備

など

【自転車小売業者等】

- ・ 小売業者による自転車購入者に対する保険等への加入確認、未加入者に対する情報提供
- ・ 小売業者、整備業者による利用者等に対する啓発【義務】
- ・ 指針を踏まえた点検整備の実施
- ・ 道路交通法に違反する自転車の組立て・販売の禁止【違反事業者の勧告・公表あり】

など

【自転車貸付業者】

- ・ 保険等への加入【義務】
- ・ 借受人に対する貸付自転車の保険等の内容に関する情報提供
- ・ 利用者等に対する啓発

など

【その他の者】

- 学校等の設置者
- ・ 保険等に関する情報提供
- 18歳未満の者の教育又は育成に携わる者
- ・ 児童への指導・助言等

など

※ 併せて、自転車貨物運送事業者・自転車旅客運送事業者・自転車貸付事業者のうち、基準を満たすものについて、任意の登録制度を規定。